

ASEAN 諸国の意匠登録制度及び
その運用実態に関する調査研究

平成 25 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

3. インドネシア

3. 1 複数意匠一括出願制度

ジュネーブ改正協定ではロカルノ国際意匠分類の同一メインクラスに属する意匠であれば、一つの出願に 100 までの意匠を含めることを認めている（第 5 条（4）、規則 7(3)(v)、(7)）。締約国は、第 13 条(1)（意匠の単一性に関する特別要件）に基づいて宣言を行うことにより、同じ出願の対象とできる意匠として、意匠の単一性、製品の単一性もしくは使用の単一性の要件に合致すること、又は同一の組み（set）若しくは品目の構成に属すること、又は一の独立かつ区別性のある意匠のみが単一出願において出願できることを要求することができる。

インドネシア法令は、ジュネーブ改正協定と同様に、同分類に属する複数の意匠からなる出願を認めている（意匠法第 13 条）。

同一出願内の意匠間で創作者が異なる場合や、同一出願のうち一部の意匠に拒絶理由が存在する場合の取り扱い、出願様式、記録するデータベースの構造等に問題がなければ、この制度はインドネシアのジュネーブ改正協定加盟に向けての障壁とはならないものと思料する。

3. 2 公開繰り延べ制度

ジュネーブ改正協定では、指定締約国の法令が出願の公開日の繰り延べを規定している場合、国際出願時に出願人が申請することにより、出願日又は優先権が主張されている場合は優先日から最大 30 カ月まで出願の公開を繰り延べることができる（第 11 条、第 16 規則）。

インドネシアでは出願日又は優先日から 12 カ月までの公開繰り延べを認めている（意匠法第 25 条(4)、(5)）ので、公開繰り延べ期間が 30 カ月以下であることをジュネーブ改正協定第 11 条(1)(a)に基づき宣言するか、公開繰り延べを認める期間をジュネーブ改正協定に合わせて延長するかを検討する必要があるだろう。

3. 3 拒絶通報期間

ジュネーブ改正協定では、締約国が当該国を指定する国際登録の効果の拒絶を国際事務局へ通報できる期間は、原則として国際登録から 6 カ月間である。通報には拒絶理由の基礎となるすべての根拠を挙げなければならない。しかし、締約国が実体審査をしているか又は法令により異議申立を認めている場合、宣言によりこの期間を 6 カ月に代えて 12 カ月にすることができる。当該締約国は、この期間内に国際出願の実体審査又は異議申立の審査を完了し、その決定を国際事務局に通報しなければならない。（第 12 条、第 18 規則）

インドネシアでは、予備審査を通過した出願は、公開後、異議申立のための 3

ヶ月が経過した後（意匠法第 26 条）、法令に明確な規定はないが、先行意匠検索による実体審査が行われる。DGIPR のアンケート調査の回答で、2012 年の実体審査に要した平均期間は 12 カ月であり、このため、意匠法令に実体審査に関する条項を追加すること、及び、上記期間を宣言により 12 カ月とすること、この期間内に実体審査が完了するように審査の効率を改善すること、を検討する必要があるだろう。

3. 4 秘密の写しの受理

ジュネーブ改正協定では、国際登録の効果の拒絶は締約国官庁より国際事務局へ定められた期間内に通報されなければならない（1. 3 参照）。国際事務局への通報により締約国が国際登録の秘密の写しの受理を希望した場合は、同国を指定する意匠出願について国際登録後直ちに秘密の写しを受理することができる（第 10 条）。

秘密の写しの受理の通報により指定国官庁は国際公開前に実体審査を開始することができる。もし、出願人が国際公開前に出願を取り下げ、又は、指定を取り下げた場合、秘密の写しを基にした実体審査は無駄になる。一方、この通報をしない場合、写しは国際公開後に配布されることになるため、指定国官庁は国際公開後に実体審査を始めることとなる。

上記 3. 3 で述べた状況を考慮すると、国際公開前に実体審査が完了する期間を確保できるように、国際登録の秘密の写しの受理を希望することを国際事務局に通報するかどうかを検討する必要があるだろう。

3. 5 新規性喪失の例外規定

ジュネーブ改正協定には「新規性喪失の例外」に関する明確な条項はないが、国際登録は、各指定締約国において、その締約国の法令に基づき意匠の保護の付与を求める正規になされた出願と少なくとも同一の効果をもつ（第 14 条(1)）。

インドネシアには新規性喪失の例外規定がある（意匠法第 3 条）。国内出願に要求される手続をどのように国際出願に対して適用するかを検討する必要があるだろう。

3. 6 意匠の表現物における保護を求めない部分への点線又は破線の使用

ジュネーブ改正協定には、いわゆる「部分意匠」を保護する明確な条項はないが、意匠の表現物には示されているが保護を求めない事項を、説明及び／又は点線又は破線により示すことができる（共通規則 9(2)(b)、実施細則第 403 節）。

インドネシアでは、保護を求めない部分を点線で示しても良い（意匠規則 6(1)(g)）。

したがって、点線又は破線の使用は、インドネシアがジュネーブ改正協定に加盟するに際しての障壁とはならないものと思料する。

3. 7 関連意匠制度

ジュネーブ改正協定には、いわゆる「関連意匠制度」に関する条項が2012年1月より追加され、同制度を有する指定締約国は、基本出願、基本登録又は基本意匠の参照番号を記入した国際出願を認めることができるようになった（実施細則第407節）。

インドネシアには関連意匠制度がないが、この規定はすでに関連意匠制度を有する締約国にのみ影響するものであるため、この規定はインドネシアがジュネーブ改正協定に加盟するに際しての障壁とはならないものと思料する。

3. 8 図面等の提出要件

ジュネーブ改正協定において締約国は、その出願が二次元の意匠又は製品の場合は1図より多く、三次元の製品の場合は6図より多くの図を要求することはできない（第9規則）。

個々の図のサイズや番号の付け方も実施細則により規定されている（実施細則第401節～406節）。

本調査研究の範囲で、上記要件はインドネシアがジュネーブ改正協定に加盟するに際しての障壁とはならないものと思料する。

3. 9 意匠の簡潔な説明及び請求の範囲

ジュネーブ改正協定では、意匠の複製物又は意匠の独自の特徴についての簡潔な説明を、意匠を特定する要素として含むことを要求する場合、及び権利として請求する範囲の記載を要求する場合、国際事務局にその旨を宣言する必要がある（第5条(2)(b)(ii)、(iii)）。締約国が意匠の簡潔な説明や請求の範囲を求めない場合でも、出願人の選択により、国際出願に簡易な説明を含むことができる（共通規則7(5)）。説明が100語を超える場合、追加の料金が課せられる。

インドネシアでは意匠の説明が開示要件に含まれている（意匠法第11条、第18条）。

インドネシアが意匠の説明を国際出願の必須要件とするのであれば、第5条(2)(b)(ii)に基づく宣言による通報を検討する必要があるだろう。

3. 10 見本による意匠の表現

ジュネーブ改正協定に関する国際出願は、二次元の意匠に関して公開の繰り延べが請求されている場合、共通規則9で参照される意匠の複製物の添付に代えて、意匠の見本を添付することができる（共通規則10）。締約国官庁は、国

際事務局に対し、官庁が国際出願に関連のある声明、文書、又は見本を伴う国際登録の写しの受理を希望する旨を通報することができる（第 10 条(5)）。

インドネシアの現行制度では見本による意匠の表現認めている（意匠法第 11 条(4)(a)）。

インドネシアが第 11 条(1)(b)に基づく宣言を行わない場合（これはインドネシアが公開繰り延べを認めることになる）、インドネシアが見本を受け入れることになるが、このことは、インドネシアがジュネーブ改正協定に加盟するに際しての障壁とはならないものと思料する。

3. 1 1 創作者名での出願書類提出要件

ジュネーブ改正協定では、意匠の保護を求める出願が意匠の創作者の氏名においてされることを締約国の法令が要求する場合、その締約国は宣言によりその旨及びその要件に従った手続を通報することができる（共通規則 8）。

インドネシアの法令は、出願が創作者以外の者によって提出される場合、出願人が権利を有することを証明する資料が必要である（意匠法第 11 条(6)）。出願人が創作者ではない場合、出願人は創作者から出願人への譲渡証を添付する必要がある。このため、インドネシアは出願を創作者の名前で提出する要件を通報するか、国内制度を改正するか、について検討する必要があるだろう。

3. 1 2 方式審査

ジュネーブ改正協定では、国際事務局は国際出願の方式要件を審査する。方式要件が満たされる場合、国際出願は登録され、国際登録日から 6 カ月で公開される（第 8 条、第 10 条）。

本調査研究の範囲で、インドネシアがジュネーブ改正協定加盟するに際しての特段の問題は発見されなかった。

3. 1 3 国際登録簿・ライセンス情報

ジュネーブ改正協定では、意匠の国際登録は国際事務局が管理する国際登録簿に記録されるが、ライセンス情報、質権情報などは記録されない（第 16 条）。

インドネシアの意匠登録簿はライセンス契約の登録を求めており（意匠法第 36 条）、契約の登録が無い場合、契約は無効とされる可能性がある。しかし、国際登録簿にはライセンス情報の記録はない。インドネシアはライセンス情報の管理をどうするか、又はライセンスに関する規定を改正するか、を検討する必要があるだろう。

3. 1 4 存続期間

ジュネーブ改正協定では、存続期間を国際登録日から 15 年又は各指定締約国の国内法が規定する存続期間がこれを超える場合はその最長の存続期間と規定している（第 17 条）。

インドネシアの法令では、保護の存続期間は出願日から 10 年である（意匠法第 5 条）ため、改正により少なくとも存続期間を延長する必要があるだろう。

3. 1 5 国際出願・登録手数料

ジュネーブ改正協定では、国際出願料は(i)基本手数料、(ii)指定手数料、及び(iii)公開手数料で構成される（追加の費用を要する場合もある）。基本手数料及び公開手数料は、国際出願に含まれる意匠の数、ページ数、説明の語数で決定される。指定手数料だけは指定する国によって決まる。実体審査を実施していない官庁の締約国の指定手数料はレベル 1、新規性以外の内容について実体審査を実施している官庁の締約国の指定手数料はレベル 2、職権により又は第三者による異議申立てに従い行う新規性に関する実体審査を含め、実体審査を行う官庁の締約国の指定手数料はレベル 3 としている（第 7 条、共通規則 12）。審査官庁は宣言により標準指定手数料を個別指定手数料と置き換えることができるが、自国で徴収している料金を超えてはならない。さらに、審査官庁は、宣言により、個別指定手数料を 2 分し、初めの部分を国際出願時の支払いとし、後の部分を関連締約国の法に従って決定される後日の支払いとすることができる（第 1 条(xvii)、第 7 条、共通規則 12）。

インドネシアの法令では第三者の異議申立により審査が行われると規定しているが、本調査研究によれば、運用として、第三者の異議申立が無くても、DGIPR は審査を実施している。出願に関する費用は、出願時に 600,000 ルピア、登録時に 100,000 ルピアを支払うこととなっている（料金表）。更新制及びそれに沿った料金システムの適用について検討する必要があるだろう。インドネシアが個別指定手数料の宣言を行う場合、インドネシアは運用で実施している職権による実体審査に合致するように法改正を検討する必要があるだろう。

3. 1 6 国際出願における自己指定

官庁が審査官庁である締約国が出願人の居所を置く締約国である場合に、その締約国は、宣言により、その締約国を指定することが効果を持たないことを事務局長に通報することができる（第 14 条(3)(a)）。

第 14 条(3)に基づく宣言がなされない場合、出願人は、出願人の選択により、意匠を直接に国内出願するか又は国際事務局経由の国際出願として出願するかを選択することができ、結果として同じ意匠について、等価な二つの出願が、異なる言語及び様式で存在することが可能となる。

インドネシアは第 14 条(3)に基づく宣言をして通報を行うか否か、について

検討する必要があるだろう。

3. 17 仲介官庁

国際出願は、出願人の選択により、国際事務局に直接又は出願人の締約国の官庁を通じて出願することができる（第4条(1)(a)）。しかし、いずれの締約国も、宣言により、当該締約国の官庁を通じて国際出願をすることができない旨を、事務局長に通報することができる（第4条(1)(b)）。

官庁が、第4条(1)(b)に基づく宣言せず、出願人がその官庁を通じて間接的に出願することを可能とする場合、官庁は国際事務局に通報し、その出願に係る手数料を徴収して国際事務局へ転送することができる（共通規則27(2)(b)）。

これらについては、出願人の利便性等を考慮しながら、第4条(4)に規定されたいずれの選択をするか、検討する必要があるだろう。

2013年2月

特許庁委託 平成24年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

ASEAN 諸国の意匠登録制度
及びその運用実態に関する調査研究

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル4階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>